

茨城工業高等専門学校技術教育支援センター規則

(設置)

第1条 茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、独立行政法人国立高等専門学校機構の本部事務局の組織等に関する規則第12条の規定に基づき、技術教育支援センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターにおいては、本校の教育・研究支援に関する業務の円滑な運営及び管理運営等への技術支援体制の充実を図るとともに、本校技術職員の職務遂行に必要な能力及び資質の向上を図り、もって本校の教育・研究に資することを目的とする。

(組織)

第3条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
 - (2) 技術長
 - (3) 技術専門職員
 - (4) 技術職員
- 2 前項に規定するもののほか、センターに、技術専門員、技術長補佐、技術班長及び主任その他必要な教職員を置くことができる。
- 3 センターに次の技術班を置く。
- (1) 第1技術班
 - (2) 第2技術班
 - (3) 第3技術班
 - (4) 第4技術班
- 4 第1項及び第2項に掲げる職員は、校長が任命する。

(センター長等)

第4条 センター長は、上司の命を受け、センターの業務を掌理し、所属教職員を指揮監督することとし、教員をもって充てる。

- 2 技術長は、上司の命を受け、技術専門員、技術専門職員及び技術職員の業務を統括する。
- 3 技術長補佐は、上司の命を受け、技術長の業務を補佐する。
- 4 技術専門員は、上司の命を受け、極めて高度の専門的な技術をもって技術に従事する。
- 5 技術専門職員は、上司の命を受け、高度の専門的な技術をもって技術に従事する。
- 6 技術班長は、上司の命を受け、当該技術班の業務を処理し、技術専門職員をもって充てる。
- 7 主任及び技術職員は、上司の命を受け、センターの業務を処理する。

(業務等)

第5条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) センターの業務計画等の策定に関すること。

- (2) 技術研修、技術発表会、技術講演会等の企画・実施に関すること。
- (3) 学生の実験・実習及び演習の技術指導に関すること。
- (4) 学生の卒業研究に係る技術指導に関すること。
- (5) 学生の教育教材製作に関する技術支援に関すること。
- (6) 学生の創造性開発活動等への技術支援に関すること。
- (7) 実験、実習室等の設備・備品の保守管理に関すること。
- (8) 教員の教育研究活動（共同研究を含む。）への技術支援に関すること。
- (9) 民間等との共同研究への技術支援に関すること。
- (10) 学校の管理・運営等に係る業務の技術的支援に関すること。
- (11) その他センターに必要な業務に関すること。

2 センターの各技術班は、次に掲げる業務を分掌する。

- (1) 第1技術班・・・前項各号及び教育活動立案業務
- (2) 第2技術班・・・前項各号及び創造性開発に関する業務
- (3) 第3技術班・・・前項各号及び地域貢献立案に関する業務
- (4) 第4技術班・・・前項各号及び情報処理に関する業務

3 センターは、必要に応じて各班を越えたプロジェクトを組織し、特別な業務に当たることが出来る。

(会議)

第6条 センターに、センターの円滑な運営を図るため、センター管理運営会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議に関する必要な事項は、別に定める。

(教員との共同研究)

第7条 センター職員は、教員と共同研究を行うことができるものとする。この場合において、1人の職員は、複数の教員と共同研究を行うことはできないものとし、当該職員に対し複数の教員から申込みがあったときは、会議の承認を得て1人の教員を決定するものとする。

2 共同研究の期間は、原則として1年とする。ただし、会議の承認を得て当該共同研究の期間を延長することができる。

(事務)

第8条 センターの事務は、センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年11月1日から施行する。
- 2 茨城工業高等専門学校技術支援センター規則（平成14年4月1日制定）は廃止する。
- 3 この規則は、平成28年4月1日から施行する。